

学校番号 (82)
学校名 福岡市立城南小学校
校長名 長 克洋
(生徒指導担当者 永吉 将人)

令和5年度 城南小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等のための取組に係る達成目標

- 年度当初にいじめ防止基本方針の共通理解を行う。
- 後期にいじめ防止対策の取組内容を振り返り、改善を図っていく。
- 毎月実施するアンケート及び後期に全児童を対象に実施する個別面談の結果について、学年及び生徒指導部会等で共有し、組織的に対応する。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) 毎月、友達関係や悩みのアンケートを全学級でとり、それをもとにしたカウンセリングを実施する。
- (2) 児童とのふれあいを大切にし、実態把握に努める。
- (3) 児童自身のいじめを見抜く目と心を育てる。
- (4) 保護者との連携を深める。

<城南小 いじめゼロ宣言>

「ときめき」

ともだち きょうりょく めりはり きあい

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 協働的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
- 毎月のアンケート（学期1回は無記名）及び2学期に全児童対象の面談を実施し、実態の把握と心のケアに生かす。
- Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、支援計画を作成し、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「校内いじめ防止対策委員会」を学期に1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民と連携し、学期1回の「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめに関する情報交換、未然防止等の協議を行うと共に、児童相談所その他の関係諸機関と連携を図る。学校サポーター会議においても、いじめの状況を協議し、対策等について検討する場をもつ。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 小学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。

- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図る。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称 城南小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、養護教諭、PTA 会長、PTA 副会長、地域委員長、地域副委員長、自治協議会会長、公民館長、子ども育成連合会会長、青少年育成連合会会長、主任児童委員、スクールサポーター、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

- 名称 城南小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
 - ・ 重大事態に係る事実関係の調査
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教諭、養護教諭、各学年生徒指導担当、SC、SSW

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童への取組 及び児童の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 「なかよし」アンケート	P D	児童の実態把握について いじめ防止基本方針作成	P P	
5	「なかよし」アンケート	D	家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D	
6	Q-Uアンケート 「なかよし」アンケート ※無記名	D D	教育相談	P	
7	「なかよし」アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 Q-Uアンケート検討 教育相談 学校サポーター会議 支援計画作成	D CA D DC AP	
8	「なかよし」アンケート	D	夏季研修（いじめの早期発見）	D	
9	「なかよし」アンケート	D	教育相談	D	
10	「なかよし」アンケート	D D	教育相談 全市一斉面談（全児童対象）	D D	
11	「なかよし」アンケート ※無記名 いじめゼロサミット参加	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校サポーター会議	D D DC	
12	「なかよし」アンケート	D	教育相談 学校警察連絡協議会	D C	
1	「なかよし」アンケート	D	教育相談	D	
2	「なかよし」アンケート ※無記名	D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	D D DC D	
3	「なかよし」アンケート	D	教育相談 来年度の方向性	D AP	